

エコドライブ診断機器貸出運営要領

(趣 旨)

第1 この要領は、香川県（以下「県」という。）が実施する、エコドライブ診断機器の貸出に関して必要な事項を定める。

(貸出目的)

第2 エコドライブ診断機器を貸出すことで、事業者のエコドライブに関する社内体制の整備及びエコドライブの定着を支援し、運輸部門における温室効果ガスの削減に資することを目的とする。

(エコドライブ診断機器)

第3 貸出対象となるエコドライブ診断機器は、「株式会社トワード製 E C O - S A M」とする。

(貸出対象)

第4 貸出対象者は、県内に事業所を置く事業者とする。

(申請方法)

第5 エコドライブ診断機器の借受を希望する者（以下「申請者」という。）は、エコドライブ診断機器申込書（様式1）（以下「申込書」という。）を、借受を希望する日の1週間前までに FAX 若しくは電子メールにて、香川県環境森林部環境政策課あて提出するものとする。

(貸出期間)

第6 1回当たりの貸出期間は2週間以内とする。ただし、貸出期間内においてエコドライブ診断機器の記録時間（約64時間）の上限を超えた場合はその限りとする。

(貸出台数)

第7 貸出台数は、1事業者当たり5台までとする。ただし、貸出状況により県は貸出台数を調整するものとする。

(貸出の決定)

第8 県は、申込書を受け取り後、申請者と調整の上、エコドライブ診断機器の貸出台数、貸出・返却日時を決定し、申請者へ連絡するものとする。

(貸 出)

第9 前項により貸出の決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、借受方法を確認し、直接または郵送によりエコドライブ診断機器を借り受けるものとする。

(禁止事項)

第10 借受者は、エコドライブ診断機器の使用に当たって、次の号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者への転貸、質入れ、占有、処分等の行為
- (2) 分解及び改造等現状を変更する行為
- (3) 営利を目的とした事業に使用する行為
- (4) 不正な利用又はそれを助けるような行為
- (5) その他法令等に違反する行為

(使用によって生じた損害)

第11 エコドライブ診断機器は、借受者の責任において管理・使用するものとし、エコドライブ診断機器使用による車両の事故・故障・損壊等について、県は一切責任を負わないものとする。

(弁償)

第12 借受者が、故意又は重大な過失によりエコドライブ診断機器を亡失又は損傷したと認められるときは、借受者はエコドライブ診断機器を県に弁償しなければならない。

(返却)

第13 借受者は、貸出期間が終了した後速やかにエコドライブ診断機器を県に返却しなければならない。なお、返却方法は、直接または郵送により返却するものとする。

(貸出費用)

第14 エコドライブ診断機器の貸出は無料とする。ただし、県から借受者へのエコドライブ診断機器の引渡し及び借受者から県への返却に係る費用は借受者の負担とする。

(分析)

第15 県はエコドライブ診断機器のデータを分析し、借受者に対し、結果を送付するものとする。

(個人情報の取扱い)

第16 エコドライブ診断機器の貸出に係る個人情報については、以下のとおり取り扱う。

- (1) 県は、この要領に伴い取得した個人情報について、適正な管理のもと保管する。
- (2) 県は、この要領に伴い取得した個人情報を、この要領の目的以外の目的で利用し、又は外部に提供・公表しない。
- (3) 県がこの要領に伴い取得したエコドライブ診断機器の解析データを使用する場合は、個人の特定ができないよう匿名措置を施した上で、県の環境行政及び地球温暖化対策の目的で活用するものとする。
- (4) 県は、この要領の目的の達成に必要な範囲において、借受者の了解が得られた個人情報を外部に提供・公表することができる。

(その他)

第17 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県と申請者が協議の上、決定する。

(附 則)

この要領は、令和2年10月23日から施行する。